

**(仮称)障がい者ケアセンター
設計業務委託**

公募型プロポーザル募集要項

令和6年1月

海老名市

(仮称)障がい者ケアセンター設計業務委託 公募型プロポーザル実施要項

1 目的

本業務は、海老名市わかば会館において提供する障害福祉サービス（生活介護）において、定員超過や利用制限等の課題解決を図るとともに、将来的な需要予測に基づく障がい者の増加に対応するため、新たに障がい福祉施設を建設するための基本設計及び詳細設計並びにその他の業務を行うことを目的とする。

本実施要項は、当該施設の設計業務にあたり公募型プロポーザル方式による技術提案を求め、その内容及び能力を総合的に比較検討し、最も的確と判断される設計者を特定する手続きを定めるものとする。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名称 (仮称) 障がい者ケアセンター設計業務委託
- (2) 対象地 海老名市社家二丁目 3449 番地ほか 3 筆（借地を含む）
- (3) 業務内容 別添「仕様書」のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から令和 6 年 12 月 20 日まで
- (5) 委託料上限額 63, 118, 000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- (6) 事務局 海老名市保健福祉部障がい福祉課
住所 〒243-0492 海老名市勝瀬 175 番地の 1
電話 046-235-4813
e-mail shougai Fukusi@city. ebina. kangawa. jp

3 手法

公募型プロポーザル方式

4 応募資格等

(1) 参加資格要件

統括者は、公告日現在において、次に掲げる要件をすべて備えていること。ただし、この公告の日から契約を締結するまでの期間に、新たに次に掲げる要件をすべて満たさなくなった場合は、契約を締結することはできない。

- ① 海老名市入札参加資格を有していること。
- ② 海老名市競争入札参加停止等措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日制定）の規定に基づく入札参加資格の停止期間中でないこと。

- ③ 法令等の規定による営業停止を受けていないこと。
- ④ 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。
- ⑤ 平成 23 年度以降に建設が終了（終了予定を含む。）した延床 1,500 m²以上の木造建築の設計及び監理の実績を有する者
- ⑥ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ⑦ 事業者及びその代表者又は役員等が海老名市暴力団排除条例第 2 条第 2 号から第 5 号までのいずれにも該当しないこと。
- ⑧ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑨ その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。
- ⑩ 管理技術者 1 人、業務主任者 1 人以上を配置し、管理技術者は一級建築士であり 10 年以上の実務経験を有すること（そのことが分かる証明書等の写しを添付する）。

（2）提案件数

参加意向申出書の提出は、1 応募者につき 1 提案のみとする（同一企業の本社、支店等での重複応募は認めない）。

（3）失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 募集要項に定める手続以外の手法により、選定委員又は事務局等関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めた場合
- ② 参加意向申出書の提出後契約締結までの期間に参加資格要件等を失った場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 募集要項に違反した場合
- ⑤ 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認定した場合
- ⑥ その他選定委員会が募集要項に違反すると認める場合
- ⑦ 見積額が委託料上限額を超える場合

5 配布書類

（1）入手方法

海老名市ホームページからダウンロード

(2) 配布書類一覧

- ア (仮称) 障がい者ケアセンター建設設計業務委託 公募型プロポーザル実施要項
- イ (仮称) 障がい者ケアセンター建設設計業務委託仕様書
- ウ (仮称) 障がい者ケアセンター建設設計業務委託 公募型プロポーザル提案評価基準
- エ (第1号様式) 海老名市プロポーザル方式参加意向申出書
- オ (第4号様式) 海老名市プロポーザル方式提案書等提出意思確認書
- カ (提案様式1) 質問書
- キ (提案様式2) 会社概要説明書
- ク (提案様式3) 業務実績書
- ケ (提案様式4) 業務実施体制確認書
- コ (提案様式5) 企画提案書
- サ (提案様式6) 見積書
- シ (提案様式7) 非公開としたい情報届出書
- ス (提案様式8) 海老名市プロポーザル方式参加辞退申出書

6 公募型プロポーザル事務の流れ

- 手続開始の公告
令和6年1月31日(火)
- 質問書受付期間
令和6年2月7日(水)
- 質問に対する回答
令和6年2月9日(金)
- 参加意向申出書等の提出期限
令和6年2月14日(水)
- 提案書等提出期限
令和6年3月15日(金)
- 一次審査(書類審査)
令和6年3月19日(火)
- 二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)
令和6年3月28日(木)
- 審査結果の通知
令和6年3月29日(金)以降

7 参加意向申出の手続き等について

(1) 募集要項等に関する質問受付及び回答

① 質問の方法

本募集要項等に関する質問は、(提案様式1) 質問書を使用し、電子メールのみの受付とする。(電話、FAX 及び口頭並びに持参等は不可)

② 送付先

海老名市保健福祉部障がい福祉課障がい福祉係

e-mail shougai Fukusi@city.ebina.kanagawa.jp

※送信後、必ず電話により着信確認してください。

③ 質問書受付期間

令和6年2月7日(水) 正午まで(必着)

④ 回答

令和6年2月9日(金) までに市ホームページに掲載

(2) 参加意向申出書の提出

① 受付期間

令和6年2月14日(水) 午後5時15分まで(必着)

② 提出方法及び提出先

持参又は郵送(必着)とする。

※持参の場合は、提出期限までの市役所開庁日(土曜開庁日は除く)において、午前8時30分から午後5時15分までの間のみ受け付け。

※郵送の場合は、特定記録郵便等追跡可能な郵便で送付すること。

【宛先】海老名市保健福祉部障がい福祉課障がい福祉係

住 所 〒243-0492 海老名市勝瀬 175-1

電 話 046-235-4813

③ 提出書類

次の書類を10部(正本1部、副本9部)提出すること。なお、副本は企業名等の部分を黒塗りすること。なお、業務実施体制確認書に記載する者は、特別な理由があると海老名市が認める場合を除き、変更できないものとする。

- (第4号様式) 提案書等提出意思確認書
- (提案様式2) 会社概要説明書
- (提案様式3) 業務実績書
- (提案様式4) 業務実施体制確認書

④ 参加資格確認結果通知等の発送

上記の参加意向申出書提出者に参加資格確認結果通知とともに、参加資格を有すると確認できた応募者に、海老名市プロポーザル方式関係書類提出要請書を令和6年2月16日（金）頃に発送する。

8 審査書類等の手続きについて

(1) 受付期間

令和6年3月15日（金）午後5時15分まで（必着）

(2) 提出方法及び提出先

参加意向申出書の提出方法等と同様

(3) 提出書類

次の提出書類を10部（正本1部、副本9部）提出すること。なお、副本は企業名等の部分を黒塗りすること。なお、提案課題については、次項参照のこと。

- ① （第4号様式）海老名市プロポーザル方式提案書等提出意思確認書
- ② （提案様式5）企画提案書
- ③ （提案様式6）見積書
- ④ （提案様式7）非公開としたい情報届出書（正本1部のみ提出）

(4) 提出書類作成上の留意点

- ① 作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とし、文書の文字サイズは12ポイント以上、イラスト・イメージ図等の注釈等は、6.0ポイント以上とする。
- ② 提案課題はA4又はA3サイズ3枚以内を原則とし、特定される事務所名、記号などは記述しないこと。
- ③ 提案課題は文書を補完するための写真、イラスト、スケッチ、イメージ図、パース等（着色、彩色可）を可能な限り使用し、わかりやすく表現すること。ただし、具体的な設計図、模型（写真を含む）、透視図等は使用しない。
- ④ 提出書類等の差し替え、修正は認めない。

9 提案課題

(1) 提案課題Ⅰ 配置、平面、意匠計画等の提案

障がい者福祉施設として、利用者特性に配慮することのみならず、利用者家族、団体、施設管理者等の安全性、利便性、効率性を考慮した居室等の配置、動線（車両動線を含む）及び設備等となっているか。

利用者等が安心して親しみをもって利用できるよう、木材の温かみやすごしやすさを追求した意匠計画となっているか。

(2) 提案課題Ⅱ コスト縮減等の方策に関する提案

効率的な計画による床面積の縮減や、構造計画の工夫による基礎、地上躯体の合理化等イニシャルコストの縮減に向けた具体的方策が示されているか。

また、利用者等の利便性、効率性等を踏まえた設備計画の工夫によるイニシャルコスト及びランニングコスト、ライフサイクルコストの縮減策が計画されているか。

(3) 提案課題Ⅲ 防災計画の提案

当該施設に係る災害対策については、想定する構造により、地震災害と風水害によって対応が異なることが想定される。また、将来的に福祉避難所の指定を行うことを踏まえ、非常時における施設維持に向けた機能等の提案や、地域特性や利用者特性に対応した災害対策が計画されているか。

10 審査方法及び審査結果の通知と公表

(1) 審査方法

審査は「(仮称)障がい者ケアセンター建設設計業務委託公募型プロポーザル提案評価基準」に基づき、各選定委員が評価した得点により順位をつけ、その順位に応じて順位点を配点し、選定委員全員の順位点の合計により順位を決定する。

(2) 一次審査

- ① 一次審査は、応募者から提出された海老名市プロポーザル方式関係書類等について書類審査を行い、上位3社程度を二次審査対象者として選定する。

※ 選定委員会による書類審査であり、応募者の出席は不要。

- ② 審査結果については、応募者全員にメール等で通知し、併せて、二次審査対象者に対しては、二次審査に関する詳細を通知する。

(3) 二次審査

- ① 二次審査は、応募者からの課題提案等に基づくプレゼンテーションの後、ヒアリングを行い、最優秀提案者1者及び第二位1者をそれぞれ特定する。
- ② 審査の進行等は下記のとおり
 1. 提案者側の出席人数は3人以内とする。
 2. プレゼンテーションは、原則（提案様式4）業務実施体制確認書にある業務主任者が行うこと。
 3. 時間配分はプレゼンテーションを20分以内、ヒアリングを20分以内とする。
 4. プレゼンテーションを行う際に次の機器等を貸与する。その他機器（PC、映像機器等）を使用する場合は、提案者が用意すること。なお、貸与機器を使用する場合は、事前に市へ連絡すること。
 - プロジェクター
 - HDMI ケーブル
 - VGA ケーブル（15ピン）
 - レーザーポインター
 5. 審査結果は、二次審査対象者にメール等で通知し、併せて、市のホームページに掲載する。

1.1 最優秀提案者の取り扱い

- (1) 審査により、第一位順位となった提案者を最優秀提案者とし、委託契約締結に向けた交渉を行う。最優秀提案者との協議が不調となったと判断した場合は、最優秀提案者との交渉を終了し、第二位の提案者と交渉する。

- (2) 契約及び手続は、法令の規定のほか、海老名市契約規則及び委託業務契約約款による。

1.2 その他

- (1) 次の費用については、応募者等の負担とする。
 - ① 本プロポーザルに関する費用
 - ② 契約締結に必要な費用（収入印紙等）
 - ③ 契約締結から履行開始日までの間において準備等に要する費用

- (2) 提出された書類等は返却しない。また、市は提出された書類を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
- (3) 提出された書類等は審査等において必要な場合は複写するものとする。
- (4) 提出された書類等は、海老名市情報公開条例第7条の規定により公開する場合がある。なお、非公開としたい情報がある場合は、提出様式集の(提案様式7)非公開としたい情報届出書により届け出ること。ただし、届出があった場合においても、海老名市情報公開条例第7条に規定する非公開情報に該当しない場合は、公開するものとする。
- (5) (第1号様式)海老名市プロポーザル方式参加意向申出書提出後に辞退する場合は、(提案様式8)海老名市プロポーザル方式参加辞退申出書を提出すること。
- (6) 最優秀提案者が、正当な理由なくして契約締結に応じない場合は、最優秀提案者の決定を取り消す場合がある。
- (7) 契約締結までに、最優秀提案者による業務の履行が確実でないと認められるとき又は著しく社会的信用を損なう等により本業務の受託者としてふさわしくないと認められるときは、最優秀提案者の決定を取り消し、契約を締結しない場合がある。
- (8) 本プロポーザルは、業務委託の最優秀提案者の選定を目的に実施するものであり、契約の締結を確約するものではない。また、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (9) 最優秀提案者との契約交渉が不調となった場合等、契約の締結ができなかった場合においても、提案者は、海老名市に対し損害の賠償を請求することはできない。
- (10) 本プロポーザルの参加者は、本プロポーザルの手続において知り得た本市に関する情報を他に漏らしてはならない。

- (11) この要項に定めのない事項については、海老名市プロポーザル方式実施取扱要綱、海老名市契約規則ほか契約関連規定に準じる。
- (12) この要項に定めるもののほか、必要な事項については選定委員会が定める。